

令和8年度 地域対象補助・支援制度（目次）

カテゴリ	番号	事業名	問合せ先	カテゴリ	番号	事業名	問合せ先
補助金 助成金	1	地域コミュニティ推進活動団体補助金	人権協働課 TEL:43-0544	補助金 助成金	14	土地改良事業補助金	農地整備課 TEL:43-0519
	2	地域コミュニティ推進活動団体補助金 （敬老会事業）	高齢介護課 TEL:43-0440		15	生活道路整備補助金	土木課 TEL:43-0504
	3	老人クラブ等社会活動促進事業補助金	高齢介護課 TEL:43-0440		16	河川区域内環境保全事業補助金	土木課 TEL:43-0504
	4	住民学習助成金	人権協働課 TEL:43-0544	鳥獣被害 対策	17	農作物等獣害防護対策事業補助金	農地整備課 TEL:43-0519
	5	地域伝統文化振興支援事業	一般財団法人兵庫県市 町職員互助会 TEL: 078-977-8791		18	鳥獣被害防止総合対策事業	農地整備課 TEL:43-0519
					19	鳥獣被害防止サポーター派遣支援事業	農地整備課 TEL:43-0519
	6	伝統文化親子教室事業	生涯学習課文化財係 TEL:48-3046	サポーター 派遣	20	生涯学習サポーター倶楽部	生涯学習課生涯学習係 TEL:43-0545
	7	地域文化財総合活用推進事業 （地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業）	生涯学習課文化財係 TEL:48-3046		21	市政出前講座	企画政策課 TEL:43-0389
	8	小地域福祉活動推進地区活動助成金	加東市社会福祉協議会 TEL:42-2006	出前講座	22	人権出前講座	人権協働課 TEL:43-0544
	9	安全安心のまちづくり活動補助金	防災課 TEL:43-0403		23	公共施設アダプトプログラム	土木課 TEL:43-0504
	10	コミュニティ助成事業	人権協働課 TEL:43-0544	資材提供	24	ひょうごアダプト	兵庫県北播磨県民局 加東土木事務所 企画調整担当 TEL:42-9383
	11	地区公共施設建設等補助金	人権協働課 TEL:43-0544				
	12	資源ごみ集団回収運動奨励金	生活環境課 TEL:43-0503	外国人 生活支援	25	在住外国人生活支援事業	人権協働課 TEL:43-0544
	13	ごみ収集箱設置事業補助金	生活環境課 TEL:43-0503				

令和8年度 地域対象補助・支援制度

番号	事業名	事業概要	対象団体	補助内容 (補助金額、対象経費、補助率・上限等)	募集時期	事業実施主体	問合せ先
1	地域コミュニティ推進活動団体補助金	住民自治組織(まちづくり協議会等)が行う地域コミュニティを推進する活動に補助金を交付する。	市内住民自治組織 (まちづくり協議会等)	【対象経費】 住民自治組織が主体的に行う、地域コミュニティの推進を目的とした活動に必要な経費 例)会場使用料、チラシ印刷代、イベント用食材費等 【補助上限等】 まちづくり協議会ごとに均等割+世帯割で算出。なお、条件を満たす場合は、その75%を加算。	4～6月頃	人権協働課	人権協働課 TEL:43-0544
2	地域コミュニティ推進活動団体補助金 (敬老会事業)	まちづくり協議会が行う敬老会事業に補助金を交付する。	市内住民自治組織 (まちづくり協議会等)	【補助対象】 消耗品費、印刷製本費、謝金、食糧費 【補助上限等】 まちづくり協議会を構成する地域内の地区数及び高齢者数に応じて算出する。	4～6月頃	高齢介護課	高齢介護課 TEL:43-0440
3	老人クラブ等社会活動促進事業補助金	老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動に補助金を交付する。	老人クラブ 老人クラブ連合会	【補助対象】 消耗品費、印刷製本費、謝金、食糧費等 【補助上限等】 老人クラブ:助成金42,000円、活動強化推進事業51,600円、ボランティア活動事業11,000円 老人クラブ連合会:加盟人数によって算出する。	5月頃	高齢介護課	高齢介護課 TEL:43-0440
4	住民学習助成金	部落差別をはじめとした人権問題を解決するために、地区・自治会ごとに住民が主体的に実施する住民学習会等の経費を助成する。	市内地区・自治会	【補助金額】基礎額(15,000円)+世帯数割加算額(0円～45,000円) 【対象経費】謝金、事務費、食糧費(昼食代は除く)、消耗品費	6月末	加東市人権・同和教育研究協議会	人権協働課 TEL:43-0544
5	地域伝統文化振興支援事業	伝統文化保存団体及びその支援団体の伝承活動・後継者育成活動等に対し、助成金を交付する。	民俗文化財、伝統工芸技術の保存・伝承に係る活動及びその支援活動を主たる目的とし、継続的に地域文化振興に資する活動をしている団体等(詳細規程あり)	【助成額】1団体100万円を上限とし、予算の範囲で助成額を決定 募集の申請は1市町につき3団体まで	2月下旬～6月末 人事課募集期限:2026年6月19日	一般財団法人 兵庫県市町職員互助会	一般財団法人兵庫県市町職員互助会 TEL:078-977-8791
6	伝統文化親子教室事業	伝統文化等の継承・発展と、子供たちの豊かな人間性の涵養に資することを目的として、次代を担う子供たちが親とともに、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、華道、茶道、食文化、囲碁、将棋などの伝統文化等に関する活動を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する取組に対して文化庁が支援する。	伝統文化等の振興等を目的とする団体であり、かつ、次のいずれかに該当する団体。 (1)一般社団法人・一般財団法人 (2)公益社団法人・公益財団法人 (3)特定非営利活動法人 (4)法人格を有しないが、次の要件をすべて満たしている団体 ・定款、規約等を有すること ・団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること ・自ら経理し、監査する組織を有すること ・団体活動の本拠としての事務所等を有すること	教室の参加人数(子供)の規模に応じて必要な経費を支給する。 参加人数(子供)／要望上限額 10～19人の教室:30万円 20～29人の教室:35万円 30～39人の教室:40万円 40～49人の教室:45万円 50人以上の教室:50万円 ※ただし、令和8年度募集時点での上限額。令和9年度においては、変更の可能性有。 ※詳細は、事業ホームページ↓ https://oyakokyoshitsu.jp	要望提出締切:11月頃 ※令和9年度以降、応募書類の提出方法が見直しされる可能性があります。	文化庁	生涯学習課 文化財係 TEL:48-3046

令和8年度 地域対象補助・支援制度

番号	事業名	事業概要	対象団体	補助内容 (補助金額、対象経費、補助率・上限等)	募集時期	事業実施主体	問合せ先
7	地域文化財総合活用推進事業 (地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業)	次代への継承や地域活性化を推進することを目的として、用具の修理・後継者養成など、地域の伝統行事・民俗芸能等の基盤整備の取組に文化庁が支援する。	地域の文化遺産の所有者、保護団体(保存会)等によって構成される実行委員会等	・補助対象事業 ①用具等整備事業 ②後継者養成事業 ③記録作成・情報整備事業 ・補助金の額 補助対象経費の85%までを上限 上限のため、引き下げの可能性有。 ・補助対象経費の上限 1000万円 詳細は、令和8年度募集案内↓ https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki.kasseika/r08_sogokatsuyo/pdf/94293002_03.pdf	要望提出締切:12月頃	文化庁	生涯学習課 文化財係 TEL:48-3046
8	小地域福祉活動推進地区活動助成金	自治会が行うふれあいいきいきサロン(ふれあい喫茶)、見守り活動、ふれあい交流会などに対し活動費を助成する。	自治会	上限4万円 活動に必要な経費 会議費 研修費 等	4月下旬～5月15日	加東市社会福祉協議会	加東市社会福祉協議会 TEL:42-2006
9	安全安心のまちづくり活動補助金	市民の安全安心に寄与する活動(防災資機材、防犯カメラ等の購入や設置費用及び活動費)に対して補助金を交付する。	自治会、各種団体	①交通安全・防犯パトロール活動に必要な経費 ウインドブレーカー、ベスト、腕章、タスキ、懐中電灯、誘導灯、ホイッスル、青色回転灯、マグネットシート等 購入費用及び保険加入費用 補助率 1/2、上限 5万円 ※保険加入費用は全額補助 ②防犯・救命設備整備に必要な経費 a.防犯カメラ設置費用 b.センサーライト設置費用 c.AED設置費用 d.AED設置リース料(年額) a.補助率 2/3、上限 1箇所あたり14万円 b.補助率 1/2、上限 1箇所あたり5千円 c.補助率 1/3、上限 1台あたり10万円 d.補助率 1/3、上限 1台あたり2万円(年額) ③火災予防設備の購入に必要な経費(地域による共同購入) a.家庭用消火器購入費用 b.家庭用火災警報器購入費用 a.補助率 1/2、上限 1台あたり3千円 b.補助率 1/2、上限 1台あたり5千円 ④防災訓練、防災知識啓発に必要な経費 補助率 2/3、上限 5万円 ⑤防災資機材、備蓄品の購入に必要な経費 補助率 1/2、上限 10万円 ⑥災害時等における情報伝達に必要な設備及び機器の整備又は購入に必要な経費 補助率 1/2、上限 50万円	通年	防災課	防災課 TEL:43-0403

令和8年度 地域対象補助・支援制度

番号	事業名	事業概要	対象団体	補助内容 (補助金額、対象経費、補助率・上限等)	募集時期	事業実施主体	問合せ先
9	安全安心の まちづくり活動 補助金	市民の安全安心に寄与する活動(防災資機材、防犯カメラ等の購入や設置費用及び活動費)に対して補助金を交付する。	自治会、各種団体	⑦災害時要援護者の支援に必要な物品の購入に必要な経費 補助率 1/2、上限 10万円 ⑧災害時に自主防災組織の拠点となる地区公民館、集会所の耐震化に必要な経費 a.地区公民館等の耐震診断に必要な経費 b.地区公民館等の耐震工事に必要な経費 a.補助率 1/2、上限 50万円 b.補助率 1/2、上限 300万円 ⑨地区が一時的な避難場所として指定する地区公民館等の非常用発電機の購入及び設置に必要な経費 補助率 1/2、上限 30万円 ※地区防災計画又は避難行動マニュアルに地区公民館等が一時的な避難場所として位置付けられている場合は、補助率は2/3 ⑩地区防災計画又は避難行動マニュアルに一時的な避難場所として位置づけられている地区公民館等への看板設置に必要な経費 補助率 2/3、上限 5万円 ⑪雨水貯留タンクの購入に必要な経費 補助率 1/2、上限 3万円 ※公民館や集会所等の自治会所有建物又は避難施設に貯留施設を設置する場合かつ、対象建物が都市計画税課税区域内に存する場合に限る ⑫住宅浸水被害又はそのおそれの原因となっている水路改修に必要な経費(浸水被害の解消) 補助率 1/2、上限 なし ※加東市土地改良事業の補助対象経費から、加東市土地改良事業の補助金額4/10を除いた額	通年	防災課	防災課 TEL:43-0403
10	コミュニティ助成事業	コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図る。	市区町村または市区町村が認めるコミュニティ組織(地区・自治会、まちづくり協議会等)等	助成金は、1 件につき次の額で10 万円単位(10 万円未満を切り捨て)とする。 (1)一般コミュニティ助成事業 100 万円から250 万円まで (2)コミュニティセンター助成事業 対象となる事業費の5 分の3 以内に相当する額。ただし、2,000 万円まで。 (3)地域防災組織育成助成事業 30万円から200万円まで※事業区分により異なる。 (4)青少年健全育成助成事業 30 万円から100 万円まで (5)地域国際化推進助成事業 200 万円まで	9月頃に市から全地区・自治会へ、次年度の実施予定を照会。	(一財)自治総合センター	人権協働課 TEL:43-0544

令和8年度 地域対象補助・支援制度

番号	事業名	事業概要	対象団体	補助内容 (補助金額、対象経費、補助率・上限等)	募集時期	事業実施主体	問合せ先
11	地区公共施設建設等補助金	地区公民館の建築や修繕、公共広場の造成等に対し、補助金を交付する。	市内地区・自治会	○地区公民館の新築 対象事業費の30%以内(上限500万円) ○地区公民館の購入 対象事業費の30%以内(上限300万円) ○地区公民館の大規模修繕等 対象事業費の30%以内(上限200万円) ○地区公民館又は地区公共広場の遊具等の修繕等 対象事業費の30%以内(上限100万円) ○地区公共広場の整備(造成を伴うものに限る) 対象事業費の30%以内(上限150万円) ○遊具等の設置と併せて行う地区公共広場の整備(造成を伴い、遊具等の設置を併せて行う場合に限る) 対象事業費の30%以内(上限200万円)	9月頃に全地区・自治会へ、次年度以降の実施予定を照会。	人権協働課	人権協働課 TEL:43-0544
12	資源ごみ集団回収運動奨励金	資源ごみの回収を実施する団体に対し奨励金を交付する。	自治会、PTA、保護者会その他、市内の地域を基盤として活動する団体	集団回収1回:3,000円 回収資源ごみ4円/1kg(年3回以内の実施)、5円/1kg(年4回以上の実施)	随時	生活環境課	生活環境課 TEL:43-0503
13	ごみ収集箱設置事業補助金	自治会等が設置するごみ収集箱の設置に要する経費の一部を助成する。	自治会等	ごみ収集箱1基当たり設置金額の1/2(上限:10万円)	随時	生活環境課	生活環境課 TEL:43-0503
14	土地改良事業補助金	地区が実施する土地改良事業に要する経費に関し、補助金を交付する。	自治会 地区農会 水利組合 土地改良区	区画整理、かんがい排水施設の新設及び補修・改修、農道の新設及び補修・改修、ため池の補修・改修 (補助率 40/100(農道舗装の場合は20/100) 上限150万円) ※事業費200万円以上の場合は国庫補助事業で実施できる場合がありますので、別途ご相談ください。	8～9月頃に次年度の要望調査を実施。この時に要望していなかった地区については、予算の範囲内で実施。	農地整備課	農地整備課 TEL:43-0519
15	生活道路整備補助金	加東市生活道路認定要綱により認定を受けた道路の整備に要する経費の一部を市が補助する。	市内地区・自治会	道路舗装工事・道路側溝工事・道路擁壁工事に係る経費の一部を支給する。 1箇所当たり20万円以上の事業費 (市査定額)の1/2以内	6月頃に次年度の実施予定を照会。	土木課	土木課 TEL:43-0504
16	河川区域内環境保全事業補助金	県が管理する河川の除草作業等美化活動に要する経費の一部を補助する。	県が管理する河川区域に接する地域で、事業を実施する市内地区・自治会・団体	活動推進費及び事業に要した経費(作業面積に応じた額)を支給する。 事業推進費:1事業者当たり30,000円以内 事業経費:作業面積1㎡当たり20円以内	6月頃	土木課	土木課 TEL:43-0504

令和8年度 地域対象補助・支援制度

番号	事業名	事業概要	対象団体	補助内容 (補助金額、対象経費、補助率・上限等)	募集時期	事業実施主体	問合せ先
17	農作物等獣害防護対策事業補助金	地域ぐるみで防護柵等を設置する際の資材購入費に関し、補助金を交付する。	自治会 地区農会	地域ぐるみで防護柵等を設置する際の資材購入費に関し、補助金を交付する。 (補助率 資材購入費と補助基準単価から計算した事業費のいずれか低い金額に補助率をかけた金額 上限 100万円 ※受益面積が1ha以上のものが対象 補助基準単価 電気柵:140円/m(補助率:40%) 金網柵:1,200円/m(補助率:40%) 蹄行性有害鳥獣侵入抑制マット 2,300円/1列につき1m (補助率:50%)	8～9月頃に次年度の要望調査を実施。この時に要望していなかった地区については、予算の範囲内で実施。	農地整備課	農地整備課 TEL: 43-0519
18	鳥獣被害防止総合対策事業	地域ぐるみで山際等に設置する金網柵等について、資材を配布する。	自治会 地区農会	—	8～9月頃に次年度の要望調査を実施	農地整備課	農地整備課 TEL:43-0519
19	鳥獣被害防止サポーター派遣支援事業	鳥獣被害が発生している地区において、獣害の専門的な業者に調査等を依頼し、調査結果の説明会を実施し、地区に合った獣害対策の助言を行う。	自治会 地区農会	—	8～9月頃に次年度の要望調査を実施	農地整備課	農地整備課 TEL:43-0519
20	生涯学習サポーター倶楽部	市内に在住、在勤する個人および市内に活動拠点を置く自主活動グループや、自治会などが主催する講座やイベントなどに登録しているサポーター(講師等)を派遣する。	自治会、各種団体	—	随時	生涯学習課 生涯学習係	生涯学習課 生涯学習係 TEL:43-0545
21	市政出前講座	市の職員が講師になり、市の事業や取組について説明する。	自治会、各種団体	—	随時	企画政策課	企画政策課 TEL:43-0389
22	人権出前講座	任意団体などのグループが主催する人権研修会へ講師を派遣する。	任意団体	【補助金額】上限3万円 【対象経費】講師料	随時	加東市人権・同和教育研究協議会	人権協働課 TEL:43-0544
23	公共施設 アドプトプログラム	市が管理する道路・河川・公園等の公共施設の清掃美化活動に対し必要な資材を支給する。(年3回以上の活動実施が条件)	アドプトプログラムを2年以上継続して実施することができる市内地区・自治会・各種団体で、構成員の過半数が市内に在住または在勤する5人以上の団体	活動に必要な物品および用具等を支給する。 ・車手・ごみはさみ・ほうき・ちりとり・熊手・鎌等 ・花苗・肥料等:750円/m ² ・草刈機の刃:1枚/300m ² ・草刈機の燃料:2ℓ/300m ²	随時	土木課	土木課 TEL43-0504

令和8年度 地域対象補助・支援制度

番号	事業名	事業概要	対象団体	補助内容 (補助金額、対象経費、補助率・上限等)	募集時期	事業実施主体	問合せ先
24	ひょうごアドプト	県が管理する道路・河川・公園等の清掃美化活動に対し必要な資材を支給する。	市内地区・自治会・各種団体	活動に必要な資材等を支給する。 ・軍手・ほうき・ちりとり・鎌・草刈機の刃・花苗・苗木・肥料等	随時	兵庫県北播磨 県民局加東土木 事務所 企画調整担当	兵庫県北播磨県民 局加東土木事務所 企画調整担当 TEL:42-9383
25	在住外国人生活支援事業	市内の地区、自治会及び各種団体に対して、以下の支援を行う。 ①音声自動翻訳機の貸出 ②多言語への文書翻訳 ③通訳者派遣	市内地区・自治会、各種団体	—	随時	人権協働課	人権協働課 TEL:43-0544

令和8年6月現在

※詳しくは問合せ先までお願いします。